

## 第7章 休学、留学、退学、転学及び除籍

第41条 病気その他の事由により長期にわたって修学することができない者は、所定の手続を経て休学を願い出るものとする。

2 休学は、1学期又は1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することができる。

3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

第42条 病気の事情によっては休学を命ずることができる。

第43条 休学の事由がやんだときは、復学を願い出るものとする。

2 復学は学期又は学年の始めとする。

第44条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第45条 外国の大学に留学して授業科目を履修しようとする者が、保証人連署のうえ、その旨を願い出たときは、留学を許可することができる。

2 留学期間は、第14条に定める修学年限に算入することができる。

3 留学期間中外国の大学において修得した単位数については、第13条の規定を準用する。

4 留学期間中、学生は、授業料その他の学生納入金を別に定めるところにより納入しなければならない。

5 留学に関する学内手続その他については、別に定める。

第46条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を出さなければならない。

第47条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を具し、保証人連署のうえ願い出て許可を受けなければならない。

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、本大学より除籍する。

- (1) 在学8年を超えてなお卒業し得ない者
- (2) 進級制を実施している学部・学科の学生で、在学4年を超えてなお3年次への進級要件を満たし得ない者
- (3) 所定の授業料、履修費、研修料その他の納入金を期日までに納入しない者